

秋田県八峰町及び能代市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に係る
公募占用計画の検討に必要な質問について

秋田県八峰町及び能代市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に係る公募手続き（以下、「本公募」という。）においては、公募の透明性、公正性の観点から、公募占用指針に基づき、近隣の促進区域である秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖の選定事業者（以下、「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖選定事業者」という。）との調整を行ってはならないこととしています。これについて、令和3年10月11日から11月9日まで実施したパブリックコメントにおいて「行政側で応募予定者から確認事項を集約するなどし、近隣促進区域の選定事業者へ照会できる機会をいただけないか」との御意見があったことを踏まえ、以下の通り、秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖選定事業者に対して質問する機会を設けます。

(1) 提出様式

別添様式の通り。

(2) 受付期間

令和4年1月21日（金）～2月18日（金）

(3) 提出方法

別添様式を Word 様式にて電子メールに添付し提出すること。

（メール件名：「秋田県八峰町及び能代市沖における公募占用計画の検討に必要な質問事項（事業者名・提出日）」）

(4) 提出先

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課風力政策室

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 1-3-1

電話：03-3501-6623

Email：happounoshiro-koubo@meti.go.jp

国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用開発室

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話：03-5253-8111（代表）

Email：hqt-akitahappounoshiro-koubo@gxb.mlit.go.jp

※ 秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖選定事業者に対して直接連絡を行わないこと。

(5) 回答

提出された質問及びその回答は、令和4年3月頃に経済産業省・国土交通省ホームページで公表します。

(6) 留意事項

- ・別添様式のうち、質問者に係る情報は経済産業省・国土交通省のみが確認し、秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖選定事業者に対しては質問のみを送付します。質問欄に質問者が特定され得る内容は記載しないよう留意願います。（質問者が特定され得る記載があった場合は経済産業省・国土交通省において必要に応じてマスキングする場合があります。）
- ・公募占用計画の検討に資するため、秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖選定事業者に対して

質問する機会を設けることを目的としています。公募占用指針に関する質問、秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖の公募手続きに関する質問、公募占用計画の内容に直接関連しない質問、公募参加の意思がない者からの質問等、目的に疑義がある場合は経済産業省・国土交通省より必要に応じて確認を行う場合があります。

- ・質問内容が、企業戦略・企業秘密等を聞き出すような場合等、秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖選定事業者の判断によって回答されない場合があります。
- ・秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖選定事業者からの回答内容は、現時点における認定前の公募占用計画に基づくものであり、今後、計画が変更となる場合があることに留意願います。
- ・類似の質問については、まとめて回答することがあります。